

○狛江市地域自立支援協議会設置要綱（平成22年3月31日要綱第19号）

○狛江市地域自立支援協議会設置要綱

平成22年 3 月31日要綱第19号

改正

平成24年 3 月28日要綱第28号

平成25年 4 月11日要綱第70号

平成25年 6 月21日要綱第102号

平成25年 9 月10日要綱第122号

平成26年12月16日要綱第150号

狛江市地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障がい者及び障がい児の地域における基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を支援するため、相談支援事業を適切に実施し、地域の関係機関のネットワークの構築を図るとともに、地域の課題を整理し、解決に向け、その方策を協議する場として、狛江市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- （2） 地域の社会資源の開発及び活用に関すること。
- （3） 困難事例の支援のあり方に対する協議及び調整に関すること。
- （4） 障がい者及びその家族等が地域社会において基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むにあたっての課題及びその解決策に関すること。
- （5） その他市長が必要と認めること。

（委員）

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命した者（以下「委員」という。）をもって組織し、委員の定数は、15名以内とする。

- （1） 法第29条第1項に定める障害福祉サービス事業者
- （2） 法第51条の14第1項に定める指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に定める指定特定相談支援事業者
- （3） 保健・医療関係者
- （4） 教育・療育関係者
- （5） 識見又は知見を有する者
- （6） 障がい者、障がい者（児）の家族又は障がい者団体関係者
- （7） 就労支援関係者
- （8） 公共的な団体の関係者
- （9） その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（全体会）

第5条 会長は、全委員の情報の共有化を図るとともに、第2条に規定する所掌事項について協議及び報告を行うため、必要に応じて全体会を開催することができる。

2 全体会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（定例会）

第6条 第2条に規定する所掌事項について協議するため、会長は、定例的に定例会を開催することができる。

2 定例会は、協議会の委員のうち、会長が指名する委員をもって構成し、幹事長及び副幹事長を置き、会長がこれを指名する。

3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、福祉サービスを利用する当事者及び事業者等を定例会の委員に加えることができる。

4 前項に規定する定例会の委員は、会長の推薦に基づき市長が委嘱又は任命する。

（専門部会）

第7条 会長は、第2条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、研究及び検討を行うため、必要に応じて協議会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、協議会の協議により別に定める。

（意見の聴取）

第8条 全体会、定例会及び専門部会は、必要に応じて協議会委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第9条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項を協議するとき、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（個人情報の保護）

第10条 協議会の委員及び協議会への出席者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）の各規定を厳守するほか、協議会で取り扱った個人情報等秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉相談課において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日要綱第28号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月11日要綱第70号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成25年6月21日要綱第102号）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（平成25年9月10日要綱第122号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年12月16日要綱第150号）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行に際し、改正前の狛江市地域自立支援協議会設置要綱によりなされた手続その他の行為は、なお効力を有するものとする。